

章

4.1	射手の資格.....	11
4.2	スポンサーシップおよび宣伝広告.....	12
4.3	射手の用具、衣服、付帯物品、履物へのコマーシャルマークの掲示 ...	13
4.4	メーカー識別表示のルール.....	13
4.5	スポンサーマークのルール.....	14
4.6	スポンサーマーク：ISSFスポンサーおよび組織委員会スポンサー	15
4.7	管理と処罰.....	15
4.8	認可.....	16

注：特定の情報を含む図や表は通番のルールに等しい効力を持つものとする。
については国内適用規定も参照のこと。

重要注意：オリンピック大会においてI O Cルール51条が適用されます。

4.1 射手の資格

- 4.1.1 ISSF競技者資格ルールは、ISSFが管轄する競技会や選手権大会に参加する射手の資格について詳細を記すものである（ISSF GR参照）。当ルールはISSFの管轄する全ての競技会や選手権大会で厳格に適用されなければならない。
- 4.1.2 ISSFはオリンピック憲章41条、42条、51条およびそれらの条文の附則をISSF競技者資格ルールの基本条文として認識する。
- 4.1.3 ISSFの管轄する選手権大会に参加するためには、射手は、ISSF GR 3.6に従い、自身の所属する各国競技団体を通して申し込まなければならない。
- 4.1.3.1 各国競技団体から申し込まれた射手は、射手の所属する各国競技団体の定めた手続きによって選考された者でなければならない。ただし、オリンピック大会に参加する射手については「オリンピック大会の射撃競技種目参加の特別規定：Special Regulations for the Participation in the Shooting Sport Events of the Olympic Games」についても適用を受ける（ISSF GR 附則Q）。
- 4.1.3.2 各国競技団体から申し込まれた射手は、オリンピック憲章42条およびその附則、ならびにISSF GRに従い、代表する国の国民でなければならない。
- 4.1.3.3 各国競技団体から申し込まれた射手は、不道徳なもしくはスポーツマンらしくない行動、特にドーピングや暴力行為の違反を犯している者であってはならない。
- 4.1.3.4 各国競技団体から申し込まれた射手は、当ルールに規定されるスポンサーや広告のためのISSFルールに違反している者であってはならない。
- 4.1.4 ISSFの管轄する競技会や選手権大会で競技する射手は、直接、間接を問わず、金銭または物品を、賞品としてまたは大会参加に対して受け取ることができる。ただし、オリンピック大会参加射手はいかなる財政的な支援も受けられない（オリンピック憲章41条の附則）。

- 4.1.5 ISSFにより否認されている競技会に、その事実を知らずながら参加した選手に対しては、ISSF理事会において決定された期間、ISSF管轄競技会や選手権大会に参加できなくなる場合がある。
- 4.1.6 ISSF管轄競技会や選手権大会でISSFアンチドーピングルールまたはその他のISSFルールにより除外された選手を送り込んだ各国競技団体は、次期総会への出席の権利を除く全ての権利を失うものとする。
- 4.2 **スポンサーシップおよび宣伝広告**
 - 4.2.1 スポンサーシップとは金銭、物品、サービスの形で射手に提供される射手本人あるいは所属団体への契約に基づく支援のことである。
 - 4.2.2 当ルールはISSF管轄競技会のすべての公式行事（練習、競技、開会式、閉会式、表彰式）に適用される。
 - 4.2.3 各国競技団体は会社や商業組織とスポンサーシップ、用品提供、広告に関する契約を結ぶことができる。
 - 4.2.4 個々の射手は個別のスポンサーシップ契約を会社や商業組織と結ぶことができる。
 - 4.2.4.1 これらの契約は各国競技団体およびISSFのルールを尊重しなければならない。
 - 4.2.5 スポンサーシップ契約では、射手の写真、名前、競技の様子を契約会社の広告媒体への掲載を許可することができる。
 - 4.2.6 このような契約に基づく個々の射手への金銭の支払いは射手本人または各国競技団体に行うことができる。
 - 4.2.7 看板、旗、ポスターまたは他の物品に表示されている商標等については、当ルールに従っている場合、ISSF管轄競技会や選手権大会において、射手の衣服や用具、射場内、射場設備に掲示することができる。
 - 4.2.7.1 オリンピック大会の期間中は、IOCルール、特にオリンピック憲章51条およびその附則によって認められた広告以外の看板、旗、ポスター等による広告は許されない。オリンピック大会では商標等は許可されないため、取りはずすかまたは覆い隠されなければならない。覆い隠す場合、ISSF

- ルールの厚さと固さに違反しないようにし、できれば同じ色の同じ素材で覆い隠すこと。
- 4.2.7.2 射手の照準を妨げるような方法での標的設置領域への広告設置はできない。
- 4.3 **射手の用具、衣服、付帯物品、履物へのコマーシャルマークの掲示**
- 4.3.1 商標（トレードマーク）とは、他社の物と区別するために、会社、製品、サービスに付けられた法的な検証としての固有の名称、シンボル、モットー、またはデザインのことである。
- 4.3.2 コマーシャルマークとは、競技中に使用される用具、付帯物品、衣服、履物に付けられた商標や商業表示などの目で見ることのできるもの全てのことである。コマーシャルマークは次の2種に区分される。
- 4.3.2.1 **メーカー識別表示**
メーカー識別表示とは、メーカー（商標主）がその製品の認証、製造者を明らかにする目的で、製品上に表示するメーカー名や商標のことである。
- 4.3.2.2 **スポンサーマーク**
スポンサーマークとは、製品上のメーカー識別表示以外の全ての商業的表示のことである。
- 4.4 **メーカー識別表示のルール**
- 4.4.1 オリンピック大会についてはIOCが特別ルールを施行している。詳細はオリンピック憲章51条およびその附則に記載してある。
- 4.4.2 ISSF管轄競技会および選手権大会における追加制限
- 4.4.2.1 用具、衣服、付帯物品では1つにつき1個のメーカー識別表示が許される。銃の部品についてはそれぞれが用具と見なされる。
- 4.4.2.2 目かくし板の表面および裏面へのメーカー識別表示は許さ

- れない。
- 4.4.3 メーカー識別表示の計測
 - 4.4.3.1 メーカー識別表示は次のように分類することができる。
 - 4.4.3.1.1 メーカー名。
 - 4.4.3.1.2 メーカーロゴ。
 - 4.4.3.1.3 メーカー名とメーカーロゴの組合せ。
 - 4.3.3.2 メーカー識別表示は次のようにして計測される。
 - 4.4.3.2.1 規則的な形状
メーカー識別表示が長方形または正方形の場合、数学的に表面積を計算する。
 - 4.4.3.2.2 不規則な形状
メーカー識別表示が不規則な形状の場合、そのメーカー識別表示全体を覆うことのできる長方形の面積をもってその大きさとする。
 - 4.4.3.2.3 組合せの形状
メーカー識別表示がメーカー名とメーカーロゴを組み合わせたもの場合、そのメーカー識別表示全体を覆うことのできる長方形の面積をもってその大きさとする。
- 4.5 **スポンサーマークのルール**
- 4.5.1 スポンサーマークの一般ルール
 - 4.5.1.1 ナショナルチームに提供される用具や物品のメーカー識別表示に関しては、当ルールの明細に従わなければならない。
 - 4.5.1.2 素肌の上に直接スポンサーマークを付けることは認められない。
 - 4.5.2 練習中並びに競技中はスポンサーマークを見せるためだけの物品や競技で使用しない物品はすべて許されない。
 - 4.5.3 練習中並びに競技中に会場内では、当ルールの明細に違反するようなコマーシャルマークの付いた服を着た射手の写真等は宣伝広告に使うことはできない。
 - 4.5.4 スポンサーマークの特別ルール
 - 4.5.4.1 射手の使用する用品へのスポンサーマークの表示とそのサイズについては表 1 に定められている。

4.6. **スポンサーマーク：ISSFスポンサーおよび組織委員会スポンサー**

4.6.1 ISSF GRの補遺Bに従い、ISSF管轄競技会および選手権大会における、射場入口、公式掲示板、得点モニター、標的枠、Bit(スタート)番号ゼッケンに表示されるスポンサーマークについては、ISSFとスポンサーの契約により、ISSFがその利用権を留保するものとする。

4.6.2 **Bit(スタート)番号ゼッケン**
選手の使用するBit(スタート)番号ゼッケンにはISSF管轄競技会、選手権大会のスポンサーの広告を全てに同様に入れることができる。ジェネラルスポンサーのためにBit(スタート)番号ゼッケンの内150cmを超えないかまたは全体の25%以内の部分割り当てることができる。Bit(スタート)番号ゼッケンには射手の苗字、名前のイニシャルおよび国名が表示されていなければならない。国名はIOCの略称を用いなければならない。文字の大きさは少なくとも高さ20mm以上で可能な限り大きいものを使用すべきである。

4.6.2.1 クレー種目では射手の着用する上着の背面、肩の部分に射手の国名のIOC略号、苗字、名前のイニシャルを表示しなければならない。

4.6.3 **看板と旗**
ISSF管轄競技会や選手権大会の組織委員会は自らの管理のもと、ジェネラルスポンサーまたはその他のスポンサーの看板や旗を大会期間中射場内やその他の場所に掲示したり、大会の公式プログラムや大会関係書類にマークを印刷したりすることを承認することができる。

4.7. **管理と処罰**

4.7.1 各国競技団体はISSFとともにISSF競技者資格ならびにスポンサーシップルールを遵守させる責任を負う。

4.7.2 競技会のジュリーは、競技会場および練習会場において、射手の用具や衣服の広告表示に関するISSFルールを遵守させる責任を負う。

- 4.7.3 違反のある場合、ジュリーは口頭警告または文書による警告を出さなければならない。このルールに同意しない射手は競技の開始や継続を許されない。
- 4.7.4 このルールの違反に関する競技会のジュリーによる裁定に対しては上訴することができる。上訴ジュリーによる裁定は最終のものである。
- 4.7.5 射手の承諾または了解を得ず、商品の広告、推薦、販売に関して、射手の名前、タイトル、個人写真を使用された場合、当該射手は“委任状”を所属国競技団体またはISSFに提出し、必要な場合、競技団体やISSFが疑義のある広告主に対し法的手段が執れるようにすることもできる。もし射手がそのような措置を執らない場合、ISSFは射手が広告主に対し全面的な許可を与えているものとして判断する。
- 4.8. **認可**
この競技者資格ルールは2008年4月7日の北京におけるISSF理事会に於いて、修正、承認されたものである。当ルールはISSF競技者資格ルールの以前の版に替わり、2009年1月1日より有効となる。

資料1 オリンピック憲章規則41 - 参加資格規程 - 規則41付属細則

資料2 オリンピック憲章規則42 - 競技者の国籍 - 規則42付属細則

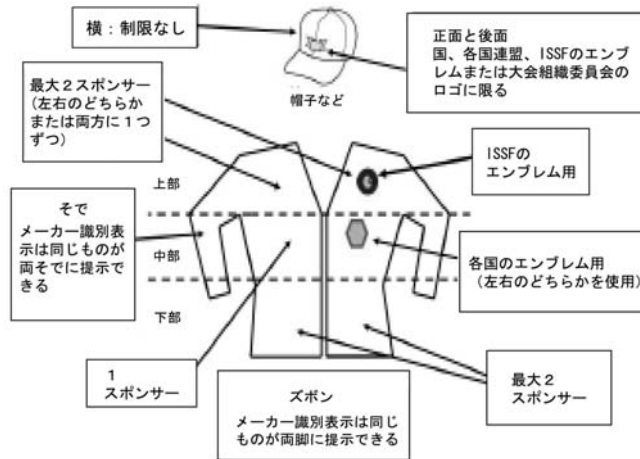
資料3 オリンピック憲章規則51 - 広告、デモンストレーション、宣伝 - 規則51
付属細則

表 1

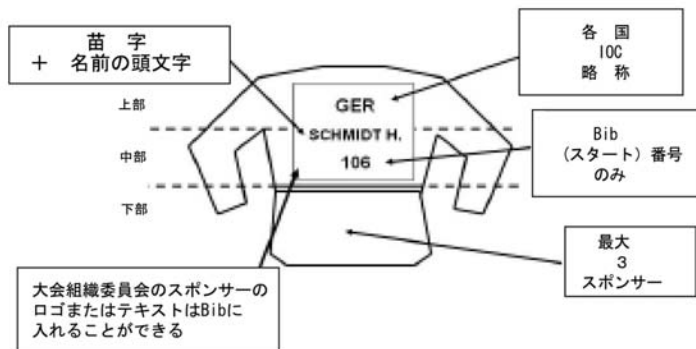
分類 / 用品		
用具	適用ルール	
銃	銃にはスポンサーマークを2個までつけることができる。同じ大きさ、同じ種類のマークを銃の両側に表示することができる。	
その他の用具	ライフルスリング、ニーリングロール、ライフルスタンド、スコップスタンド、監的スコープ、銃ケース、射撃バッグ、スーツケース、衣装鞆などについては、制限はない。	
競技用の服装	適用ルール	その他の制限
射撃用の上着 (射撃ジャケット、射撃ベスト、シャツ、スウェットトップなど)	前面：肩の領域（胴体の上部1/3）3個まで（2スポンサー、1 I S S Fエンブレム）	1個は I S S F が予約（右利き射手の左肩領域前面、左射手の場合はその逆）。
	背面：肩の領域（胴体の上部1/3）スポンサーマークはつけられない。	射手の名前と国籍の I O C 略号または B i b 番号を表示。
	前面：胸中央領域（胴体の中部1/3）1個まで。	1/2は各国競技団体のエンブレムのために予約
	背面：胸中央領域（胴体の中部1/3）スポンサーマークはつけられない。	B i b 番号のみを表示。
	前面：尻の領域（胴体の下部1/3）2個まで。	なし
	背面：尻の領域（胴体の下部1/3）3個まで。	なし
	そで：1個まで。	メーカー識別表示は同じものが両そでに提示できる。
射撃ズボン、ズボン、半ズボン、スウェットパンツなど	ズボンの脚部：1個まで	メーカー識別表示は同じものが両脚に提示できる。
スカート	1個	なし
正装ユニフォーム	適用ルール	
ドレスユニフォーム	公式ドレスユニフォームには各国競技団体が規定したスポンサー名または商標を5個までつけることができる。	ドレスユニフォームとは、大会の全ての公式行事で射手やチームメンバーが着用する各国競技団体の名前や略号およびエンブレムのついた全ての衣服のことである。ドレスユニフォームにつけられた1個のメーカー識別表示はスポンサーマークとしては数えない。

カジュアルな衣服	適用ルール	
カジュアルな衣服	制限なし。	射手が大会会場で着用する、競技中の服装およびドレスユニフォームを除く、全ての衣服を含む。
付帯物品	適用ルール	その他の制限
ベルト、タオル、ソックス、水筒、グローブ、眼鏡、射撃用眼鏡、サイドブラインダー、イヤーマフ、靴	制限なし。	なし
頭部着用物	前と後は国、各国競技団体、ISSFまたは大会組織委員会のエンブレムのみつけることができる。	なし
目かくし板の表面および裏面	スポンサーマークは禁止。	

スポンサーマーク（全種目）
 上着正面（右射手用）
 大きさの制限はない



スポンサーマーク（クレードル種目以外）
 上着背面（右射手用）
 大きさの制限はない



オリンピック憲章 規則41 参加資格規程と規則41付属細則

注：この規則はIOCによって予告無く変更されることがある。

規則41 参加資格規程

オリンピック競技大会への参加資格を持つためには、競技者、コーチ、トレーナーまたは役員はオリンピック憲章および関係IFのIOCが承認した諸規則に従わなければならない。また、競技者、コーチ、トレーナーは自国のNOCによってエントリーされていなければならない。上述した人々は特に：

- ・フェアプレーと非暴力の精神を尊重し、しかるべく行動しなければならない。
- ・あらゆる点で世界アンチ・ドーピング規程を尊重し遵守しなければならない。

規則41付属細則

1. 各IFは、オリンピック憲章に従ってその競技の独自の参加資格基準を定める。その基準は、IOC理事会に提出して承認を求めなければならない。
2. 参加資格基準の適用は、それぞれの責任範囲において、IF、その傘下の国内連盟およびNOCの役割である。
3. IOC理事会が許可した場合を除き、オリンピック競技大会に参加する競技者、コーチ、トレーナーまたは役員は、オリンピック競技大会の開催中、その容姿、名前、写真または競技の様態を宣伝の目的で使用させてはならない。
4. 競技者のオリンピック競技大会への登録や参加は、いかなる金銭的報酬を条件としてもならない。

オリンピック憲章 規則42 競技者の国籍と規則42付属細則

注：この規則はIOCによって予告無く変更される事がある。

規則42 競技者の国籍

1. オリンピック競技大会に出場する競技者は、その競技者のエントリーをするNOCの国の国民でなければならない。
2. オリンピック競技大会で、競技者が代表する国を決定することに関する論争は、全てIOC理事会が解決するものとする。

規則42付属細則

1. 同時に2つ以上国籍をもつ競技者は、自己の判断により、どちらの国を代表してもよい。しかし、オリンピック競技大会、大陸別競技大会または地域別競技大会、もしくは関係IFが承認した世界選手権大会、もしくは地域別選手権大会において、一方の国を代表した後はもう一つの国を代表することはできない。但し、国籍を変更した者もしくは新しい国籍を取得した者に適用される下記第2項で規定の諸条件を満たしている者は例外とする。
2. オリンピック競技大会、大陸別競技大会もしくは地域別競技大会、もしくは関連IFが承認した世界選手権大会、もしくは地域選手権大会において、一方の国を代表した後で国籍を変更したり新しい国籍を取得したりした者は、当該競技者が前の国を代表して参加した最後の大会から少なくとも3年以上経っていることを条件として、自分の新しい国を代表してオリンピック競技大会に参加することができる。但し、この期間についてはIOC理事会が、個々の場合の事情を考慮して、NOCと関係IFの同意を得て、短縮または解消する事ができる。
3. 属国、海外州や海外県、国や植民地が独立する場合、あるいは、国境の変更によってひとつの国が他の国に併合される場合、あるいは国が他の国と合併する場合、または、IOCによって新しいNOCが承認される場合には、競技者は引き続いて現在所属する国もしくは所属していた国を代表する事ができる。しかし、競技者は、本人が希望すれば、現在所属している国を

代表するか、新しいNOCができていればそのNOCによってオリンピック競技大会にエントリーするかの選択ができる。但しこの特定の選択は1回しかできない。

4. さらに、競技者が自国以外の国を代表することにより、あるいは当該競技者が代表を意図する国を選択できることによりオリンピック競技大会に参加する資格を有するいかなる場合も、IOC理事会は、どの競技者であってもその国籍、市民権、居住地、在住地により起因する事項について、待機期間の長さを含めて、一般のおよび個別的な性格を有する一切の決定を行うことができる。

オリンピック憲章 規則51 広告、デモンストレーション、宣伝と規則51付属細則

注：この規則はIOCによって予告無く変更される事がある。

規則51 広告、デモンストレーション、宣伝

1. IOC理事会は、全ての広告やその他の宣伝が許可されうる原則と条件を決定する。
2. オリンピック開催場所の一部であるとみなされるスタジアム、会場、その他の競技エリアの、中と上空ではいかなる形の広告または他の宣伝も許されない。スタジアム、会場、他の競技グラウンド内では、商業目的の設備や看板広告は許可されない。
3. オリンピック開催場所、会場、他のオリンピック・エリアにおいては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人権的な宣伝活動も認められない。

規則51付属細則

1. いかなる形の広告や宣伝活動、コマーシャル等も、人、スポーツウェア、付属品（より一般的には、選手もしくはその他のオリンピック競技大会の参加者が着用する衣類、使用する用具）に表示してはならない。ただし、下記細則8で規定される用品や用具のメーカー識別表示を例外とするが、かかる識別表示が広告目的で著しく目立たないことを条件とする。
 - 1.1 メーカー識別表示は一用品もしくは一用具につき一つまでとする。
 - 1.2 用具：メーカー識別表示が、用具の競技中に見える部分の表面積の10%を超えるものは、著しく目立つものと見なされる。しかし、面積60平方センチ以上のメーカー識別表示は認められないものとする。
 - 1.3 頭部着用物（例：帽子、ヘルメット、サングラス、ゴーグル）および手袋：大きさが6平方センチを超えるメーカー識別表示は、著しく目立つものと見なす。
 - 1.4 衣類（例：Tシャツ、ショートパンツ、ジャージ上下）：大きさが20平方センチを超えるメーカー識別表示は、著しく目立つものと見なす。
 - 1.5 靴類：メーカーの通常の特徴的なデザインパターンの表示は許容され

る。また、メーカーの名称および/またはロゴマークは表示してもよいが、最大6平方センチまでとし、メーカーの通常の特徴的なデザインパターンの一部またはそのデザインパターンから独立したものは使用してよい。

- 1.6 国際競技連盟によって特別な規則が採択されている場合には、上記の規則への例外をIOC理事会は承認できる。この規定に違反した場合には、かかる関係者の失格または資格認定の取り消し処分となることがある。本件に関するIOC理事会の決定を最終とする。競技者がつけるナンバーには、いかなる種類の宣伝の表示をしてはならず、OCOGのオリンピック・エンブレムを表示しなくてはならない。
2. オリンピック競技大会のエンブレムやマスコットを使用する権利やライセンスなど宣伝広告のどのような要素をも包含するOCOGの全ての契約が有効であるためには、オリンピック憲章およびIOC理事会の指示に従わなければならない。同様の条件が、計時用機器やスコアボードに関する契約、およびテレビ映像でのメーカー識別表示に対しても適用されるものとする。これらの規則の不履行はIOC理事会の権限の下におかれるものとする。
3. オリンピック競技大会のために創作されたいかなるマスコットも、オリンピック・エンブレムの一つであると見なされる。マスコットのデザインは、OCOGがIOC理事会に提出して承認を受けなければならない。当該マスコットは、NOCの国において、IOC理事会の書面による事前承認なしには商業目的の使用はできない。
4. OCOGは、IOCの利益のために、オリンピック競技大会のエンブレムとマスコットという財産を、国内でも国際的にも確実に保護しなければならない。しかし、OCOGだけは、そしてOCOGの解散後は開催国のNOCだけが、このようなエンブレム、マスコット、およびオリンピック競技大会に関連するマーク、デザイン、バッジ、ポスター、物品、文書などを利用できる。利用の期間は、オリンピック競技大会の準備期間、開催期間中および当該大会が開催された暦年が終わるまでの期間とする。この期間の終了後は当該エンブレム、マスコット、およびその他のマーク、デザイン、バッジ、ポスター、物品、文書などに関する一切の権利は、完全にIOCに帰属する。OCOGおよび/または当該NOCは、この点に関するIOCの利益のためだけに、場合に応じて必要な範囲で、(受託者としての)管財人の役割を果たすものとする。
5. この細則の規定は、IOC総会またはオリンピック・ kongressの組織委員会によって締結される全ての契約にも必要な変更を加えて適用される。

- 6 . 競技者および公式の立場にある全ての者のユニフォームには、自国のNOCの旗かオリンピック・エンブレムを使用することができ、あるいはOCOGの同意を得てOCOGのオリンピック・エンブレムを使用することもできる。IFの役員はそれぞれの連盟のユニフォームおよびエンブレムを着用することができる。
- 7 . オリンピック競技大会で、選手や他の参加者が着用または使用する以外のもの、例えば計時機器やスコアボードなどを含む専門用具、設備およびその他の器具では、メーカー識別表示は、いかなる事情があっても、その用具、設備、器具の高さの10分の1以上あってはならず、かつ10センチ以上の高さであってはならない。
- 8 . 「メーカー識別表示」という言葉は、メーカーの品物の名前、称号、商標、ロゴ、その他特有の表示を意味し、1つの品物に2つ以上表示されてはならない。
- 9 . OCOG、全ての参加者、その他オリンピック競技大会で資格認定された全ての人、さらに他の全ての関係者は、規則51と付属細則の全ての事柄に関して、便覧、指針、手引とIOC理事会の全ての指示に従うものとする。